

令和5年第5回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 62 号議案	吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第 63 号議案	吉川市空家等対策協議会条例及び吉川市空家等の適正管理等に関する条例の一部を改正する条例	6
3	第 64 号議案	吉川市自転車駐車場条例を廃止する条例	8
4	第 65 号議案	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	9
5	第 66 号議案	吉川市少年センター条例の一部を改正する条例	12
6	第 67 号議案	《《欠番》》	14
7	第 68 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	19
8	第 69 号議案	吉川市部設置条例の一部を改正する条例	21
9	第 70 号議案	郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	26
10	第 71 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	28
11	第 72 号議案	吉川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	30
12	第 73 号議案	吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	52
13	第 74 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	56
14	第 75 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	57
15	第 76 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	58
16	第 77 号議案	市道の路線廃止及び認定について	59
17	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	61
18	第 78 号議案	令和 5 年度吉川市一般会計補正予算（第 5 号）	—
19	第 79 号議案	令和 5 年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	—
20	第 80 号議案	令和 5 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	—

21	第 81 号議案	令和 5 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	—
22	第 82 号議案	令和 5 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	—
23	第 83 号議案	令和 5 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	—
24	第 84 号議案	令和 5 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	—

## 第62号議案

吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>

<p>2 略</p> <p>3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき及び市の機関が、当該市の機関以外の市の機関に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために、<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>当該市の機関以外の市の機関</u>が当該<u>利用特定個人情報</u>を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>	<p>2 略</p> <p>3 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき及び<u>法別表第2の第1欄に掲げる市の機関</u>が、当該市の機関以外の<u>同表の第3欄に掲げる市の機関</u>に対し、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>同表の第3欄に掲げる市の機関</u>が当該<u>特定個人情報</u>を提供するときとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>
---	--

機関	事務
略	
4 市長	略
5 市長	吉川市子ども医療費支給に関する条例（平成13年吉川市条例第17号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略		
4 市長	略	
5 市長	吉川市子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		吉川市重度心身障

機関	事務
略	
4 市長	略
5 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略		
4 市長	略	

		<p>害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>		
6 市長	<p><u>特定個人番号利用事務（提供を求めることができる利用特定個人情報として生活保護関係情報が定められているものに限る。）</u>であって規則で定めるもの</p>	略	5 市長	<p><u>法別表第2の第2欄に掲げる事務（当該事務に対応する同表の第4欄に生活保護関係情報が掲げられているものに限る。）</u>であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正（同表5の項事務の欄の改正を除く。）以外の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）

附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

子ども医療費の支給に関する事務を円滑に実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により個人番号の利用ができる事務として定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。



## 第63号議案

吉川市空家等対策協議会条例及び吉川市空家等の適正管理等に関する条例の一部を  
改正する条例

(吉川市空家等対策協議会条例の一部改正)

第1条 吉川市空家等対策協議会条例（平成27年吉川市条例第23号）の一部を次のよ  
うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」とい  
う。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法 （平成26年法律第127号。以下「法」とい う。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、吉川市空 家等対策協議会（以下「協議会」という。）を 設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法 （平成26年法律第127号。以下「法」とい う。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、吉川市空 家等対策協議会（以下「協議会」という。）を 設置する。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第8条第1項</u>に規定するも ののほか、空家等（法第2条第1項に規定する 空家等をいう。）に関する施策の推進に関する 協議を行う。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第7条第1項</u>に規定するも ののほか、空家等（法第2条第1項に規定する 空家等をいう。）に関する施策の推進に関する 協議を行う。</p>

(吉川市空家等の適正管理等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市空家等の適正管理等に関する条例（令和3年吉川市条例第1号）の一部を  
次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

に改める。

改正後	改正前
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>法第7条第1項</u>の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>法第6条第1項</u>の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第64号議案

吉川市自転車駐車場条例を廃止する条例

吉川市自転車駐車場条例（平成15年吉川市条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

市が管理運営する自転車駐車場について、吉川駅西自転車駐車場を廃止し、当該自転車駐車場以外の自転車駐車場を公益財団法人自転車駐車場整備センターによる管理運営に移行したいので、この案を提出するものである。

第65号議案

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 他市町村等から援護を受け、介護保険法</u> <u>（平成9年法律第123号）第8条第11</u> <u>項に規定する特定施設に入居し、又は同条</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 略</p>

第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長又は特例区の区長（以下「他市町村長」という。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ 他市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- オ 略
- カ 略
- キ 略
- ク 略
- ケ 略
- コ 略

(2) 略

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5) 略

イ 他の市町村長又は特別区の区長（以下「他市町村長」という。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

- ウ 略
- エ 略
- オ 略
- カ 略
- キ 略
- ク 略

(2) 略

(3) 略

<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 他の都道府県又は他市町村等が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正により、障害福祉サービス等における居住地特例の対象施設に介護保険施設等が追加されることとなったことを踏まえ、重度心身障害者医療費支給事業においても、介護保険施設等を住所地特例の対象に追加するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第66号議案

吉川市少年センター条例の一部を改正する条例

吉川市少年センター条例（昭和58年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">吉川市<u>教育センター</u>条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>子どもが安心して学べる環境を確保するとともに、個々の子どもの状況に応じた教育的支援を行うため、吉川市教育センター（以下「教育センター」という。）を吉川市吉川一丁目21番地13に設置する。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第2条 <u>教育センター</u>は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>教育相談</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>教育支援センター</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>就学相談</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>青少年健全育成</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。</u></p>	<p style="text-align: center;">吉川市<u>少年センター</u>条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>少年の健全な育成を目的として非行防止対策の総合的な推進を図るため、吉川市少年センター（以下「少年センター」という。）を吉川市吉川一丁目21番地13に設置する。</u></p> <p>（業務）</p> <p>第2条 <u>少年センター</u>は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>少年相談</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>少年補導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>環境浄化</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>少年問題に関する情報及び資料の収集整備</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>その他少年の非行防止に必要な業務に関すること。</u></p>

<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>教育センター</u>は、<u>教育委員会</u>が管理する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>少年センター</u>は、<u>吉川市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理する。</p>
<p>(職員)</p> <p>第4条 <u>教育センター</u>に所長その他の必要な職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 <u>少年センター</u>に所長その他の必要な職員を置く。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

少年センターについて、現状の業務内容を踏まえ、名称を変更するとともに、業務に関する規定等の改正をしたいので、この案を提出するものである。



第67号議案

《《欠番》》

## 第68号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

提案理由

議会の議員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第69号議案

吉川市部設置条例の一部を改正する条例

吉川市部設置条例（平成8年吉川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号等とし、移動号細目に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室（以下これらを「部」という。）を置く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>都市計画部</u></p> <p>(8) <u>都市建設部</u></p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部及び室（以下これらを「部」という。）を置く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>都市整備部</u></p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

<p>(7) <u>都市計画部</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(8) <u>都市建設部</u></p> <p>ア <u>道路に関すること。</u></p> <p>イ <u>河川に関すること。</u></p> <p>ウ <u>下水道に関すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(7) <u>都市整備部</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 土木に関すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p><u>キ 下水道に関すること。</u></p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(吉川市水道運営委員会条例の一部改正)

2 吉川市水道運営委員会条例（昭和39年吉川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>都市建設部水道課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>水道課</u>において処理する。</p>

(吉川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 吉川市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>都市建設部</u> を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>水道課</u> を置く。

(吉川市都市計画審議会条例の一部改正)

- 4 吉川市都市計画審議会条例（昭和44年吉川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>都市計画部都市計画課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部都市計画課</u> において処理する。

(吉川市下水道事業審議会条例の一部改正)

- 5 吉川市下水道事業審議会条例（平成元年吉川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市建設部</u> 河川下水道課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> 河川下水道課において処理する。

(吉川市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 6 吉川市空家等対策協議会条例（平成27年吉川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>都市計画部</u> 開発建築課において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>都市整備部</u> 都市計画課において処理する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

第6次吉川市総合振興計画の着実な推進に向けて、主に現行の都市整備部門におけるより効果的かつ効率的な組織体制を整備したいので、この案を提出するものである。



## 第70号議案

### 郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

郵便切手類購入基金の設置及び管理に関する条例（昭和60年吉川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社が発行する郵便切手及び郵便はがき並びに印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）第2条に規定する収入印紙（以下「切手類」という。）の売りさばきを実施することにより住民の利便等を図るとともに、売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、郵便切手類購入基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 日本郵便株式会社が発行する郵便切手、及び郵便はがき、印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）第2条に規定する収入印紙並びに埼玉県証紙条例（昭和39年埼玉県条例第63号）第3条の規定により定める証紙（以下「切手類」という。）の売りさばきを実施することにより住民の利便等を図るとともに、売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、郵便切手類購入基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

埼玉県証紙条例（昭和39年埼玉県条例第63号）の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第71号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第72号議案

吉川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分)に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>

<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙2</p>	<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙1</p>
---	--

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在しない場合には、当該移動号等（以下この条において「削除号等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以</p>

<p>外 のとき、又は月の末日まで支給するとき以外 のときは、その給料額は、その月の現日数から 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に 基づく週休日（以下「週休日」という。）の日 数を差し引いた日数を基礎として日割りによっ て計算する。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅 （貸間を含む。）を借り受け、月額16,000 0円を超える家賃（使用料を含む。以下同 じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与さ れ、使用料を支払っている職員その他規則で定 める職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に <u>100円未満の端数を生じたときは、これを切 り捨てた額）に相当する額とする。</u></p> <p>(1) 月額27,000円以下の家賃を支払って</p>	<p>外 のとき、又は月の末日まで支給するとき以外 のときは、その給料額は、その月の現日数から 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に 基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎と して日割りによって計算する。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給 する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を 借り受け、月額16,000円を超える家賃 （使用料を含む。以下同じ。）を支払ってい る職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払 っている職員その他規則で定める職員を除 く。）</u></p> <p>(2) <u>当該職員の所有に係る住宅（規則で定める これに準ずる住宅を含む。）に居住している 職員で世帯主であるもの</u></p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員</p>
---	---



<p>いる職員 家賃の月額から16,000円を 控除した額</p> <p>(2) <u>月額27,000円を超える家賃を支払っ ている職員 家賃の月額から27,000円 を控除した額の2分の1 (その控除した額の 2分の1が17,000円を超えるときは、 17,000円) を11,000円に加算し た額</u></p> <p>3 略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の休日とは、吉川市職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝 日法による休日 (同条例第10条第1項の規定 により代休日を指定されて、当該休日に割り振 られた勤務時間の全部を勤務した職員にあって は、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に</p>	<p>の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額 (そ の額に100円未満の端数を生じたときは、 これを切り捨てた額) に相当する額</p> <p>ア <u>月額27,000円以下の家賃を支払っ ている職員 家賃の月額から16,000 円を控除した額</u></p> <p>イ <u>月額27,000円を超える家賃を支払 っている職員 家賃の月額から27,00 0円を控除した額の2分の1 (その控除し た額の2分の1が17,000円を超える ときは、17,000円) を11,000 円に加算した額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 4,500円 (当該住宅が当該職員その他規則で定める者 によって新築され、又は購入されたものであ る場合にあっては、当該新築又は購入がなさ れた日から起算して5年を経過するまでの間 は5,500円)</u></p> <p>3 略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の休日とは、吉川市職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝 日法による休日 (同条例第10条第1項の規定 により代休日を指定されて、当該休日に割り振 られた勤務時間の全部を勤務した職員にあって は、当該休日に代わる代休日) 又は同条例第9</p>
---	---

よる休日等」という。) 又は同条例第9条に規定する年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) その他規則で定める日をいう。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内にお

条に規定する年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）その他規則で定める日をいう。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 略

<p>いて規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後条項に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、管理者が指定する職にある職員（以下「<u>指定管理職員</u>」という。）に対して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、管理者が指定する職にある職員に対して支給する。</p>

<p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する職員を除く。）</u>に対して支給する。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第8条 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に対して支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>自らの所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住する職員で世帯主であるもの</u></p>
<p>(休日勤務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。<u>以下「祝日法による休日等」という。</u>）又は年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。<u>以下「年末年始の休日等」という。</u>）その他管理者が定める日をいう。</p>	<p>(休日勤務手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）その他管理者が定める日をいう。</p>

<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p><u>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した指定管理職員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第8条、<u>第13条の2</u>、第14条及び第15条の規定は、会計年度任用職員(第14条にあっては、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものに限る。)には適用しない。</p>	<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条 略</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第8条、第14条及び第15条の規定は、会計年度任用職員(第14条にあっては、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものに限る。)には適用しない。</p>
---	--

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年吉川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給料表等)		(特定任期付職員の給料表等)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
職務の級	給料月額（円）	職務の級	給料月額（円）
1級	<u>380,000</u>	1級	<u>376,000</u>
2級	<u>427,000</u>	2級	<u>422,000</u>
3級	<u>477,000</u>	3級	<u>472,000</u>
4級	<u>539,000</u>	4級	<u>533,000</u>
5級	<u>615,000</u>	5級	<u>608,000</u>
2及び3 略		2及び3 略	
(特定業務等従事任期付職員の給料表等)		(特定業務等従事任期付職員の給料表等)	
第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
職務の級	給料月額（円）	職務の級	給料月額（円）
1級	<u>187,300</u>	1級	<u>175,300</u>
2級	<u>202,400</u>	2級	<u>191,700</u>
3級	<u>240,900</u>	3級	<u>234,400</u>
4級	<u>271,600</u>	4級	<u>266,000</u>
5級	<u>295,400</u>	5級	<u>290,700</u>
2及び3 略		2及び3 略	



--	--

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中吉川市職員の給与に関する条例第2条第1項、第6条第4項及び第14条第3項の改正、第16条の次に1条を加える改正並びに第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び第2号の改正並びに第3条中吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項、第4条及び第12条第3項の改正、第13条の次に1条を加える改正並びに第20条の改正 令和6年4月1日

(2) 第2条中吉川市職員の給与に関する条例第9条の3第1項及び第2項の改正並びに第3条中吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条の改正 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### (規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、管理職員特別勤務手当の新設及び職員の所有する住宅に係る住居手当の廃止をしたいので、この案を提出するものである。

別紙1  
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	<u>150,100</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>	<u>408,100</u>
	2	<u>151,200</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>	<u>410,500</u>
	3	<u>152,400</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>	<u>413,000</u>
	4	<u>153,500</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>	<u>415,400</u>
	5	<u>154,600</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>	<u>417,300</u>
	6	<u>155,700</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>	<u>419,600</u>
	7	<u>156,800</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>	<u>421,700</u>
	8	<u>157,900</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>	<u>423,900</u>
	9	<u>158,900</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>
	10	<u>160,300</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>	<u>428,000</u>
	11	<u>161,600</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>	<u>430,100</u>
	12	<u>162,900</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>	<u>432,200</u>
	13	<u>164,100</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>	<u>433,900</u>
	14	<u>165,600</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>	<u>435,700</u>
	15	<u>167,100</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>	<u>437,700</u>
	16	<u>168,700</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>	<u>439,700</u>
	17	<u>169,800</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,600</u>
	18	<u>171,200</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>	<u>443,400</u>
	19	<u>172,600</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>	<u>445,200</u>
	20	<u>174,000</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>
	21	<u>175,300</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>
	22	<u>177,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>
	23	<u>180,300</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
	24	<u>182,800</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>
	25	<u>185,200</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>
	26	<u>186,900</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>
	27	<u>188,500</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>
	28	<u>190,200</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>
	29	<u>191,700</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
	30	<u>193,400</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
	31	<u>195,200</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
	32	<u>196,900</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
	33	<u>198,500</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
	34	<u>200,300</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
	35	<u>202,100</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外の 職員	36	<u>203,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
	37	<u>205,400</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
	38	<u>207,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
	39	<u>209,000</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
	40	<u>210,800</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
	41	<u>212,400</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
	42	<u>214,200</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
	43	<u>216,000</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
	44	<u>217,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
	45	<u>219,200</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
	46	<u>221,000</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	<u>469,100</u>
	47	<u>222,700</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	<u>469,500</u>
	48	<u>224,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	<u>469,800</u>
	49	<u>226,100</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	<u>470,100</u>
	50	<u>227,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	<u>470,600</u>
	51	<u>229,400</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	<u>471,000</u>
	52	<u>230,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	<u>471,300</u>
	53	<u>232,200</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	<u>471,600</u>
	54	<u>233,800</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	<u>472,100</u>
	55	<u>235,400</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	<u>472,500</u>
	56	<u>236,900</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	<u>472,800</u>
	57	<u>237,900</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	<u>473,100</u>
	58	<u>239,400</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	<u>473,600</u>
	59	<u>240,700</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	<u>474,000</u>
	60	<u>241,900</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	<u>474,300</u>
	61	<u>243,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	<u>474,600</u>
62	<u>244,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	<u>475,100</u>	
63	<u>245,100</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	<u>475,500</u>	
64	<u>246,100</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	<u>475,800</u>	
65	<u>247,200</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	<u>476,100</u>	
66	<u>248,100</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>	<u>446,600</u>	<u>476,600</u>	
67	<u>249,000</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>	<u>446,900</u>	<u>477,000</u>	
68	<u>250,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	<u>447,200</u>	<u>477,300</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	<u>447,500</u>	<u>477,600</u>	
70	<u>252,200</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	<u>447,900</u>	<u>478,100</u>	
71	<u>253,400</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	<u>448,200</u>	<u>478,500</u>	
72	<u>254,700</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	<u>448,500</u>	<u>478,800</u>	
73	<u>256,000</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	<u>448,800</u>	<u>479,100</u>	
74	<u>257,400</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	<u>449,200</u>		
75	<u>258,600</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	<u>449,500</u>		

76	<u>259,800</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	<u>449,800</u>	
77	<u>260,900</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	<u>450,100</u>	
78	<u>262,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	<u>450,500</u>	
79	<u>263,400</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	<u>450,800</u>	
80	<u>264,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	<u>451,100</u>	
81	<u>265,600</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	<u>451,400</u>	
82	<u>266,600</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	<u>451,800</u>	
83	<u>267,800</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	<u>452,100</u>	
84	<u>268,900</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	<u>452,400</u>	
85	<u>269,900</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	<u>452,700</u>	
86	<u>270,900</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	<u>410,500</u>	<u>453,100</u>	
87	<u>272,000</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>	<u>453,400</u>	
88	<u>273,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>	<u>453,700</u>	
89	<u>274,000</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>	<u>454,000</u>	
90	<u>275,000</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	<u>411,500</u>	<u>454,400</u>	
91	<u>275,900</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	<u>411,800</u>	<u>454,700</u>	
92	<u>277,000</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	<u>412,000</u>	<u>455,000</u>	
93	<u>278,100</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	<u>412,200</u>	<u>455,300</u>	
94	<u>279,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,500</u>	<u>393,300</u>	<u>412,500</u>	<u>455,700</u>	
95	<u>280,000</u>	<u>343,100</u>	<u>381,900</u>	<u>393,600</u>	<u>412,800</u>	<u>456,000</u>	
96	<u>281,000</u>	<u>343,500</u>	<u>382,300</u>	<u>393,800</u>	<u>413,000</u>	<u>456,300</u>	
97	<u>281,500</u>	<u>343,700</u>	<u>382,600</u>	<u>394,000</u>	<u>413,200</u>	<u>456,600</u>	
98	<u>282,400</u>	<u>344,100</u>	<u>383,100</u>	<u>394,300</u>	<u>413,500</u>		
99	<u>283,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,500</u>	<u>394,600</u>	<u>413,800</u>		
100	<u>284,000</u>	<u>344,800</u>	<u>383,900</u>	<u>394,800</u>	<u>414,000</u>		
101	<u>285,000</u>	<u>345,100</u>	<u>384,200</u>	<u>395,000</u>	<u>414,200</u>		
102	<u>285,800</u>	<u>345,500</u>	<u>384,700</u>	<u>395,300</u>	<u>414,500</u>		
103	<u>286,600</u>	<u>345,900</u>	<u>385,100</u>	<u>395,600</u>	<u>414,800</u>		
104	<u>287,400</u>	<u>346,300</u>	<u>385,500</u>	<u>395,800</u>	<u>415,000</u>		
105	<u>288,200</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>396,000</u>	<u>415,200</u>		
106	<u>288,700</u>	<u>347,200</u>	<u>386,300</u>	<u>396,300</u>	<u>415,500</u>		
107	<u>289,100</u>	<u>347,600</u>	<u>386,700</u>	<u>396,600</u>	<u>415,800</u>		
108	<u>289,600</u>	<u>348,000</u>	<u>387,100</u>	<u>396,800</u>	<u>416,000</u>		
109	<u>289,800</u>	<u>348,500</u>	<u>387,400</u>	<u>397,000</u>	<u>416,200</u>		
110	<u>290,100</u>	<u>348,900</u>	<u>387,900</u>	<u>397,300</u>	<u>416,500</u>		
111	<u>290,300</u>	<u>349,200</u>	<u>388,300</u>	<u>397,600</u>	<u>416,800</u>		
112	<u>290,700</u>	<u>349,500</u>	<u>388,700</u>	<u>397,800</u>	<u>417,000</u>		
113	<u>290,900</u>	<u>350,000</u>	<u>389,000</u>	<u>398,000</u>	<u>417,200</u>		
114		<u>350,400</u>	<u>389,500</u>	<u>398,300</u>	<u>417,500</u>		
115		<u>350,700</u>	<u>389,900</u>	<u>398,600</u>	<u>417,800</u>		

	116		<u>351,000</u>	<u>390,300</u>	<u>398,800</u>	<u>418,000</u>		
	117		<u>351,500</u>	<u>390,600</u>	<u>399,000</u>	<u>418,200</u>		
	118		<u>351,900</u>	<u>391,100</u>	<u>399,300</u>			
	119		<u>352,200</u>	<u>391,500</u>	<u>399,600</u>			
	120		<u>352,500</u>	<u>391,900</u>	<u>399,800</u>			
	121		<u>353,000</u>	<u>392,200</u>	<u>400,000</u>			
	122		<u>353,400</u>	<u>392,700</u>	<u>400,300</u>			
	123		<u>353,700</u>	<u>393,100</u>	<u>400,600</u>			
	124		<u>354,000</u>	<u>393,500</u>	<u>400,800</u>			
	125		<u>354,500</u>	<u>393,800</u>	<u>401,000</u>			
	126		<u>354,900</u>					
	127		<u>355,200</u>					
	128		<u>355,500</u>					
	129		<u>356,000</u>					
	130		<u>356,400</u>					
	131		<u>356,700</u>					
	132		<u>357,000</u>					
	133		<u>357,500</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>

別紙2  
別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	<u>162,100</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	<u>295,400</u>	<u>323,100</u>	<u>365,500</u>	<u>410,300</u>
	2	<u>163,200</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>	<u>412,700</u>
	3	<u>164,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>	<u>415,200</u>
	4	<u>165,500</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>	<u>417,600</u>
	5	<u>166,600</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>	<u>419,500</u>
	6	<u>167,700</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>
	7	<u>168,800</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>	<u>423,700</u>
	8	<u>169,900</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>
	9	<u>170,900</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>	<u>427,800</u>
	10	<u>172,300</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>	<u>429,900</u>
	11	<u>173,600</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>	<u>432,000</u>
	12	<u>174,900</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	<u>433,900</u>
	13	<u>176,100</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>	<u>435,600</u>
	14	<u>177,600</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,400</u>
	15	<u>179,100</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>
	16	<u>180,700</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>
	17	<u>181,800</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>
	18	<u>183,200</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>
	19	<u>184,600</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>
	20	<u>186,000</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>
	21	<u>187,300</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>
	22	<u>189,600</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
	23	<u>191,800</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>
	24	<u>194,000</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>
	25	<u>196,200</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>
	26	<u>197,900</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>
	27	<u>199,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>
	28	<u>200,900</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>
	29	<u>202,400</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>
	30	<u>203,800</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>
	31	<u>205,200</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>
	32	<u>206,600</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>
	33	<u>208,000</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>
	34	<u>209,700</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>
	35	<u>211,400</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外の 職員	36	<u>212,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>
	37	<u>214,400</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>
	38	<u>216,200</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>
	39	<u>217,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>
	40	<u>219,600</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>
	41	<u>221,100</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>
	42	<u>222,600</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>
	43	<u>224,100</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>
	44	<u>225,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>
	45	<u>226,800</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>
	46	<u>228,200</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	<u>470,500</u>
	47	<u>229,600</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	<u>470,900</u>
	48	<u>231,000</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	<u>471,200</u>
	49	<u>232,400</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	<u>471,500</u>
	50	<u>234,000</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	<u>472,000</u>
	51	<u>235,500</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	<u>472,400</u>
	52	<u>236,900</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>	<u>472,700</u>
	53	<u>238,100</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>	<u>473,000</u>
	54	<u>239,700</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>	<u>473,500</u>
	55	<u>241,200</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	<u>473,900</u>
	56	<u>242,600</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	<u>474,200</u>
	57	<u>243,600</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	<u>474,500</u>
	58	<u>245,100</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	<u>475,000</u>
	59	<u>246,400</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	<u>475,400</u>
	60	<u>247,600</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	<u>475,700</u>
	61	<u>248,700</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	<u>476,000</u>
62	<u>249,700</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	<u>446,600</u>	<u>476,500</u>	
63	<u>250,600</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	<u>446,900</u>	<u>476,900</u>	
64	<u>251,500</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	<u>447,200</u>	<u>477,200</u>	
65	<u>252,400</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	<u>447,500</u>	<u>477,500</u>	
66	<u>253,300</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	<u>447,900</u>	<u>478,000</u>	
67	<u>254,100</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	<u>448,200</u>	<u>478,400</u>	
68	<u>254,900</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	<u>448,500</u>	<u>478,700</u>	
69	<u>255,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	<u>448,800</u>	<u>479,000</u>	
70	<u>256,700</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	<u>449,200</u>	<u>479,500</u>	
71	<u>257,900</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	<u>449,500</u>	<u>479,900</u>	
72	<u>259,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	<u>449,800</u>	<u>480,200</u>	
73	<u>260,200</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	<u>450,100</u>	<u>480,500</u>	
74	<u>261,400</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	<u>450,500</u>		
75	<u>262,500</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	<u>450,800</u>		



76	<u>263,600</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	<u>451,100</u>	
77	<u>264,700</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	<u>451,400</u>	
78	<u>265,800</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>266,900</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	<u>452,100</u>	
80	<u>267,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	<u>452,400</u>	
81	<u>268,900</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	<u>452,700</u>	
82	<u>269,900</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	<u>453,100</u>	
83	<u>270,900</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	<u>453,400</u>	
84	<u>271,800</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	<u>453,700</u>	
85	<u>272,700</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	<u>454,000</u>	
86	<u>273,600</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>	<u>411,600</u>	<u>454,400</u>	
87	<u>274,500</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>	<u>411,900</u>	<u>454,700</u>	
88	<u>275,400</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>	<u>412,100</u>	<u>455,000</u>	
89	<u>276,300</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>	<u>412,300</u>	<u>455,300</u>	
90	<u>277,200</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>	<u>412,600</u>	<u>455,700</u>	
91	<u>278,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>	<u>412,900</u>	<u>456,000</u>	
92	<u>279,000</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>	<u>413,100</u>	<u>456,300</u>	
93	<u>280,000</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>	<u>413,300</u>	<u>456,600</u>	
94	<u>281,000</u>	<u>343,600</u>	<u>382,500</u>	<u>394,300</u>	<u>413,600</u>	<u>457,000</u>	
95	<u>281,900</u>	<u>344,100</u>	<u>382,900</u>	<u>394,600</u>	<u>413,900</u>	<u>457,300</u>	
96	<u>282,800</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>394,800</u>	<u>414,100</u>	<u>457,600</u>	
97	<u>283,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,600</u>	<u>395,000</u>	<u>414,300</u>	<u>457,900</u>	
98	<u>284,000</u>	<u>345,100</u>	<u>384,100</u>	<u>395,300</u>	<u>414,600</u>		
99	<u>284,700</u>	<u>345,500</u>	<u>384,500</u>	<u>395,600</u>	<u>414,900</u>		
100	<u>285,600</u>	<u>345,800</u>	<u>384,900</u>	<u>395,800</u>	<u>415,100</u>		
101	<u>286,600</u>	<u>346,100</u>	<u>385,200</u>	<u>396,000</u>	<u>415,300</u>		
102	<u>287,400</u>	<u>346,500</u>	<u>385,700</u>	<u>396,300</u>	<u>415,600</u>		
103	<u>288,200</u>	<u>346,900</u>	<u>386,100</u>	<u>396,600</u>	<u>415,900</u>		
104	<u>289,000</u>	<u>347,300</u>	<u>386,500</u>	<u>396,800</u>	<u>416,100</u>		
105	<u>289,700</u>	<u>347,800</u>	<u>386,800</u>	<u>397,000</u>	<u>416,300</u>		
106	<u>290,200</u>	<u>348,200</u>	<u>387,300</u>	<u>397,300</u>	<u>416,600</u>		
107	<u>290,600</u>	<u>348,600</u>	<u>387,700</u>	<u>397,600</u>	<u>416,900</u>		
108	<u>291,000</u>	<u>349,000</u>	<u>388,100</u>	<u>397,800</u>	<u>417,100</u>		
109	<u>291,200</u>	<u>349,500</u>	<u>388,400</u>	<u>398,000</u>	<u>417,300</u>		
110	<u>291,500</u>	<u>349,900</u>	<u>388,900</u>	<u>398,300</u>	<u>417,600</u>		
111	<u>291,700</u>	<u>350,200</u>	<u>389,300</u>	<u>398,600</u>	<u>417,900</u>		
112	<u>292,000</u>	<u>350,500</u>	<u>389,700</u>	<u>398,800</u>	<u>418,100</u>		
113	<u>292,200</u>	<u>351,000</u>	<u>390,000</u>	<u>399,000</u>	<u>418,300</u>		
114		<u>351,400</u>	<u>390,500</u>	<u>399,300</u>	<u>418,600</u>		
115		<u>351,700</u>	<u>390,900</u>	<u>399,600</u>	<u>418,900</u>		

	116		<u>352,000</u>	<u>391,300</u>	<u>399,800</u>	<u>419,100</u>		
	117		<u>352,500</u>	<u>391,600</u>	<u>400,000</u>	<u>419,300</u>		
	118		<u>352,900</u>	<u>392,100</u>	<u>400,300</u>			
	119		<u>353,200</u>	<u>392,500</u>	<u>400,600</u>			
	120		<u>353,500</u>	<u>392,900</u>	<u>400,800</u>			
	121		<u>354,000</u>	<u>393,200</u>	<u>401,000</u>			
	122		<u>354,400</u>	<u>393,700</u>	<u>401,300</u>			
	123		<u>354,700</u>	<u>394,100</u>	<u>401,600</u>			
	124		<u>355,000</u>	<u>394,500</u>	<u>401,800</u>			
	125		<u>355,500</u>	<u>394,800</u>	<u>402,000</u>			
	126		<u>355,900</u>					
	127		<u>356,200</u>					
	128		<u>356,500</u>					
	129		<u>357,000</u>					
	130		<u>357,400</u>					
	131		<u>357,700</u>					
	132		<u>358,000</u>					
	133		<u>358,500</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>

## 第73号議案

### 吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例（令和元年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料等)</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p>	<p>(給料等)</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当</u>は支給しない。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第3条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第3条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職</p>

<p>員」という。)に対しては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 期末手当<u>及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p>	<p>員」という。)に対しては、報酬<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当</u>は支給しない。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第8条、第13条の2、第14条及び第15条の規定は、<u>会計年度任用職員(第14条及び第15条にあつては、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものに限る。)</u>には適用しない。</p>	<p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第8条、第13条の2、第14条及び第15条の規定は、<u>会計年度任用職員(第14条にあつては、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものに限る。)</u>には適用しない。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年吉川町条例第1号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項前段に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 給与条例第19条第1項前段に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第9条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したも</p>	<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第9条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇</p>

<p>のとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
---	---

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）を踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給したいので、この案を提出するものである。

## 第74号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その13）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年3月29日まで
- 4 請負金額 変更前 278,498,000円  
変更後 319,957,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2  
氏名又は名称 名倉建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和5年3月24日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その13）の請負契約について、工事の進捗に伴い、準用河川上第二大場川西側の住宅ゾーンの盛土箇所を増工するとともに、歩行者動線を確保するために土のうの設置等を行うことから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第75号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（建築）
- 2 工事場所 吉川市きよみ野一丁目1番地
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年3月22日まで
- 4 請負金額 変更前 265,760,000円  
変更後 273,350,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市御殿町2番11号  
氏名又は名称 高元建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 高橋和彦

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和5年6月13日付けで効力が発生した市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（建築）の請負契約について、足場設置後に現地調査を実施した結果、外壁タイルの浮き及びひび割れが確認されたため、タイル張り替え工事を追加することから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。



## 第76号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（機械設備）
- 2 工事場所 吉川市きよみ野一丁目1番地
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年3月22日まで
- 4 請負金額 変更前 241,973,600円  
変更後 246,015,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市大字大道478番地  
氏名又は名称 株式会社協和設備  
代表者職氏名 代表取締役 清水一郎

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和5年6月13日付けで効力が発生した市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（機械設備）の請負契約について、施工に伴う現地調査の結果、天井埋込型の空調室内機の取付けに必要な配線の増設並びに空調室外機接続用の一部制御盤の撤去及び新設が必要となったことから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第77号議案

### 市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

#### 1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-114	大字八子新田字前沼379番地先	大字八子新田字前沼973番地先
1-116	大字八子新田字蛇畔109番地先	大字鍋小路字原沼108番地先
1-575	大字八子新田大道1059番地先	大字八子新田字大道1082番地先
1-913	大字八子新田字蛇畔146番地先	大字八子新田字蛇畔142番地先
2-1104	大字高久字南大場795番地先	大字高久字南大場685番6地先

#### 2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-114	大字八子新田字前沼379番1地先	大字八子新田字前沼973番地先
1-116	大字鍋小路字蛇畔142番1地先	大字鍋小路字原沼108番地先
1-121	大字上内川字下根通1659番146地先	大字上内川字上中道51番地先
1-575	大字八子新田字大道1128番1地先	大字八子新田字前沼973番地先
2-1104	大字高久字南大場795番地先	大字高久字南大場749番1地先
2-1823	大字保字仕出868番1地先	大字保字仕出868番11地先
2-1824	大字高久字南大場731番1地先	大字高久字南大場680番4地先

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

国土交通省による江戸川堤防強化対策事業及び大字高久地内の開発に伴い起点又は終点

が変更となる路線の廃止及び認定をするとともに、県道越谷野田線の新道建設に伴う現県道及び大字保地内の宅地開発における新設道路の路線認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 立澤秀子

生年月日 ○○○○○○○○

令和5年12月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の立澤秀子氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、再度法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 立澤秀子  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和54年 4月から

八潮市立八潮第七小学校勤務

昭和55年 3月まで

昭和58年 7月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成 7年 4月から

吉川町立中曾根小学校PTA会長

平成 8年 3月まで

平成 8年 4月から

吉川市立中曾根小学校PTA会長

平成 9年 4月まで

平成13年12月から

吉川市民生委員・児童委員・主任児童委員

平成28年11月まで

平成17年 5月から

吉川市立南中学校学校評議員

平成19年 3月まで

平成21年 5月から

吉川市立南中学校学校評議員

平成23年 3月まで

平成23年 5月から

吉川市国際友好協会副会長

平成30年 5月まで

平成30年 5月から

吉川市国際友好協会会長

現在に至る

平成24年 4月から

吉川市人権擁護委員

現在に至る